



委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者の着席を求める。

副教育長、指導部長、文化スポーツ部長及び義務教育課長着席する。

委員長 議案第7号を上程する。

議案第7号 公立小・中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成22年4月1日付け公立小・中学校長の人事異動について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

井上委員 教育事務所間の交流人事について質問する。

義務教育課長 教育事務所間の交流人事は15件である旨、異動は隣接する教育事務所管内としている旨説明する。

委員長 市町間の人事異動を適正に行うため、再編された教育事務所管内において異動が遠距離となることは、やむを得ないと考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者以外の退席及び関係者の着席を求める。

義務教育課長退席する。

高校教育課長着席する。

委員長 議案第8号を上程する。

議案第8号 県立学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成22年4月1日付け県立学校長の人事異動について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以下の議案審議関係者の着席を求める。

教育総務課長及び義務教育課長着席する。

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員276名を報賞する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 平成21年度愛媛県教職員選賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員選賞規程第4条の規定により、勤務成績が特に優れた教職員12名を選賞する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

井上委員 教職員選賞の候補者は、人物、業績ともに優れ、適切である旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(3) 閉会

委員長 午前10時50分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。